

2024年1月2日
株式会社賃貸ねっと

令和6年能登半島地震により被災されたお客さまに対する電話料金等の取り扱いについて

このたびの令和6年能登半島地震により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

当社は、災害救助法が適用された区域を対象に、以下の支援措置を実施します。

なお、今後、対象地域が追加された場合は、同様の措置を拡大します。

1. 電気通信サービス等の基本料金等の取扱い

災害救助法適用地域のお客さまが、避難される等で実態的に当社サービスをご利用できなかった場合には、お客さまからのお申し出に基づき、その期間（※1）の基本料金等（※2）を無料とします。

（注）お客さまからの申告が必要です。

※1：無料化の期間は2024年1月分のみとさせていただきます。

※2：回線使用料、配線使用料、機器使用料、付加機能使用料等

2. 移転工事費・事務手数料の取り扱い

被災による避難で仮住居への移転工事等が生じた場合の移転工事費・事務手数料を、お客さまからのお申し出に基づき、無料とします。

3. ご利用料金の支払期限の延長

ご利用料金を請求書にてお支払いいただいている場合、お客さまからのお申し出に基づき、支払期限を請求書記載の日付より1ヶ月間延長します。

*口座振替・クレジットカードによるお支払いをご指定のお客さまについては、自動的に口座引落しとなることから対象外とさせていただきます。

4. 本件に関するお客さまからのお問い合わせ先

賃貸ねっとカスタマーセンター 0120-404-480

<受付時間：午前11時～午後19時（年末年始除く）>